

コーチングサービス利用規約

コーチング利用規約（以下、「本規約」）は、コーチングサービスを利用する方とキャリアデザインスクールシゴトの学び舎との間の契約条件が規定されています。

第1条 用語の定義

本規約上の用語の定義は以下の通りとします。

- シゴトの学び舎とは、キャリアデザインスクールシゴトの学び舎（運営会社：E C ビジネスマネジメント株式会社）のことをいいます。
- クライアントとは、シゴトの学び舎にコーチングの申し込みをし、シゴトの学び舎からコーチングサービスの利用を承諾された者をいいます。
- コーチとは、クライアントにコーチングを提供する者をいいます。
- コーチングとは、人に望ましい変化をもたらすコミュニケーションの技術です。クライアントがご自身の目標達成（あるいは問題解決）のために自発的に考え、行動し、成長していくという、行動変容に必要なリソース（資源）に自ら気づき、それを手に入れ、本来の力や可能性を発揮し続けられるよう、コーチは対話を通じたサポートを行います。
- シゴトの学び舎のコーチングの目的は、クライアントが、コーチングのプロセスを通じて目標達成（問題解決）することおよびクライアントの人生の質を向上させること（その支援）です。

第2条 本規約の承諾および変更

1. 第5条に定めるお申し込みをした者は、本規約に同意したものとみなされます。
2. シゴトの学び舎は、クライアントに通知を行うことにより、必要に応じて、クライアントの許諾を得ることなく本規約を変更または廃止でき、これらの変更を行なった場合は、クライアントは変更後の規約に従うものとします。

第3条 コーチングサービス利用の心構え

1. シゴトの学び舎のコーチによるアドバイスやセッション内で策定したプラン等を実行に移すのは、クライアント自身の意思に基づくものであり、コーチングの答え、成果はクライアントの責任であると理解します。
2. コーチングはクライアント自身の意思に基づいて受けるものです。クライアントは、コーチと共に自身の問題解決に向けて、集中して取り組むよう努力します。
3. コーチングで成果をあげるための基礎は、クライアントとコーチの信頼関係です。クライアントは、コーチングの進め方で疑問があれば、いつでもコーチに進言できます。
4. コーチングの申し込み、料金の支払い、予約日程の変更等、別紙『コーチングサービス利用規約』に定められた事項およびシゴトの学び舎が定めるルールや社会規範等を守ります。
5. コーチングサービス利用に係る契約は、いつでもクライアント自身の意思で打ち切ることができます。
6. クライアントに契約解除の権利があると同時にコーチにも契約解除の権利があります。

第4条 提供サービス

1. シゴトの学び舎は、クライアントに対し、シゴトの学び舎のウェブサイト上またはその他で掲示するコーチ

ング料金を対価として、シゴトの学び舎が別途定める内容によりコーチングサービスを提供するものとします。

2. コーチングサービス提供までのお手続きの流れは以下の通りとします。

「お申し込み」→「お申し込み完了（仮予約）」→「コーチング料金の支払い」→「予約の完了」→「事前課題（アンケート）の実施」→「コーチング開始」

第5条 コーチングのお申し込み

1. コーチングのお申し込みをする者は、シゴトの学び舎のウェブサイト上の、お申し込み画面またはシゴトの学び舎の定めるその他の手続きに従って、コーチングの申し込みを行い、氏名・住所・電話番号その他シゴトの学び舎の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申し込みフォームに記載して提供するものとします。
2. シゴトの学び舎のコーチングは、第3条第2項に定める通り、クライアントの意思により受けるものであり、個人でのお申し込みを推奨しています。ただし、コーチングサービスの利用希望者が、勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）を通じてコーチングに申し込む場合は、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。この場合におけるコーチング料金は、シゴトの学び舎がお見積りの上、提示するものとし、その他のお手続きについては、別途、協議の上、決定するものとします。
3. コーチングサービスの利用希望者が、以下の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、コーチングの申し込みを行うことはできないものとします。
 - (1) 精神的に不安定な状態にあり、精神科、神経科、心療内科等に通院中またはカウンセリングに通っている場合で、担当医師またはカウンセラーの合意を得ていないとき
 - (2) 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けている場合
 - (3) 過去にコーチング契約の取り消しを受けたことがある場合
 - (4) コーチング希望者が、趣旨と相違する目的でコーチングサービスを利用するもしくはコーチングサービスを利用するおそれがあるとシゴトの学び舎が判断した場合
 - (5) その他シゴトの学び舎がクライアントとしての適格性に欠けると判断した場合

第6条 お申し込みの完了

シゴトの学び舎は、お申し込み受付後、コーチング希望者に対してコーチングサービスの提供を承諾することを電子メール、郵送その他、シゴトの学び舎が適切と判断する方法にて通知するものとし、この通知をもってお申し込み完了とします。

第7条 コーチング料金の支払い

1. シゴトの学び舎のコーチング料金は、原則として、クレジットカードもしくはPayPal（クレジットカードや銀行口座の情報を登録することで取引が可能になるオンライン決済サービス）または銀行振込による方法により、シゴトの学び舎が指定する期日までに支払うものとします。
2. 支払方法は、シゴトの学び舎のウェブサイト上のお申し込み画面で選択が可能です。ウェブサイトを経由しない方法によりコーチングのお申し込みをする場合は、適宜の方法により選択するものとします。
3. コーチングサービスの利用希望者が受講料金の支払いを遅延または怠った場合、シゴトの学び舎は、コーチングの申し込みがキャンセルされたものとみなします。

第8条 予約の完了

1. シゴトの学び舎とコーチングサービスの利用希望者の間のコーチングの利用に係る契約（以下「本契約」という）は、シゴトの学び舎が、コーチング料金全額の入金を確認したとき（オンライン決済の場合は、決済完了を確認したとき）に成立し、コーチングサービスの利用希望者は、本規約の定めに従いクライアントたる資格を取得するものとします。
2. シゴトの学び舎は、本契約成立後速やかに、クライアントに対して電子メール、郵送その他、シゴトの学び舎が適切と判断する方法にて、事前課題シートを送付します。
3. コーチングを開始する日は、原則として、クライアントが指定する任意の日とします。ただし、第4項に定める期日までに事前課題シートの提出ができる日でなければならないものとします。なお、予約可能な時間については、シゴトの学び舎のウェブサイトを確認できます。
4. クライアントは、第9条の規定に基づく導入セッションの2日前までに、記入した事前課題シートをシゴトの学び舎へ返送するものとします。なお、導入セッション前日になってもなおクライアントから事前課題の返送がなかった場合は、シゴトの学び舎は、既に確定したコーチングの予約がキャンセルされたものとみなします。

第9条 コーチングセッションに関する基本合意事項

1. クライアントとシゴトの学び舎との連絡手段は、互いに用件を認識したことが確認できる方法を選択するものとします。推奨する手段は以下の通りです。
 - (1) 電子メール
 - (2) SNSのチャットおよびメッセージ機能
 - (3) 口頭（対面、電話、ビデオ通話など）+メモを残す
2. 初めてシゴトの学び舎のコーチングを受ける場合の開始から終了までの流れは、以下の通りです。

「体験セッション（希望者のみ）」→「導入セッション」→「通常セッション（継続→終了セッション）」
3. 初めてシゴトの学び舎のコーチングを利用する者は、導入セッション前に1回に限り、体験セッションを受けることができるものとします。
4. シゴトの学び舎のコーチングの標準的な利用ペースは、導入セッション後、2週間ごとに1回ペースの通常セッションを3ヶ月間継続しての実施。
5. 過去6ヶ月以内にシゴトの学び舎のパーソナルコーチングを受けたクライアントは、導入セッションを利用することなく通常セッションを利用することができるものとします。
6. コーチングセッションの日程について、原則として申し込みと同時にコーチングの開始日を仮予約するものとします。ただし、仮予約通りに予約が確定しなかった場合等、やむを得ないときは、本契約成立の日を起算日として2ヶ月を経過する日までの間、クライアントが指定する任意の日時に予約を申し込むことができるものとします。
7. コーチングセッションは、15分単位で最長30分間までの時間延長が可能です。クライアントが時間延長を希望する場合は、以下の通り、手続きを行うものとします。
 - (1) あらかじめ時間を延長して、コーチングを受けようとする場合は、シゴトの学び舎のウェブサイト上のお申し込み画面から「パーソナルコーチング [時間延長]」を選択の上、第4条および第5条に定める手続きを行うものとします。また、ご予約日時の確定は、時間延長にかかる本契約成立後、シゴトの学び舎からクライアントに対して電子メールその他、シゴトの学び舎が適切と判断する方法

にて、予約希望日時の確認または確定を通知するものとします。

- (2) セッション中のコーチング時間を延長する場合は、第6条の規定にかかわらず、クライアントがコーチに延長を申し入れ、コーチが了承することにより時間延長にかかる本契約が成立するものとします。延長した分のコーチング料金は、そのセッションが終了した日もしくはその翌日中に、シゴトの学び舎のウェブサイト上のお申し込み画面から手続きを行うものとします。
 - (3) 時間延長のみでのご利用はできません。別途、パーソナルコーチングをご予約の上、日程を指定してお申し込みください。
8. クライアントがクライアントの都合により、コーチング料金入金後に本契約を解除、確定したコーチングのご予約をキャンセルまたは欠席する場合には、理由の如何を問わず、お支払いいただいたコーチング料金は返金できません。
 9. クライアントがクライアントの都合により、確定したコーチングのご予約日時を変更する場合には、ご予約日時の24時間前までに、シゴトの学び舎または担当コーチにより、その変更の承諾を得るものとします。
 10. 前項に定める手続きがご予約日時の24時間前までに完了しなかったときは、ご予約日時の変更のお申し出はなかったものとみなし、クライアントが当初のご予約日時のコーチングセッションを欠席したとしても、ご予約通りにコーチングセッションは提供されたものとみなされます。この場合において、いかなる損害についても、シゴトの学び舎は一切の責任を負いません。
 11. コーチングセッションは、可能な限り対面で、クライアントが自己探求に集中できる場所で行うものとし、クライアントから特段の申し出がない限りは、シゴトの学び舎内で行うものとします。ただし、シゴトの学び舎は、クライアントに適宜の方法による事前通知をすることによって、コーチングセッションを行う場所を変更することができるものとします。この場合において、いかなる損害についても、シゴトの学び舎は一切の責任を負いません。
 12. クライアントのお申し出によりシゴトの学び舎外でコーチングセッションを行う場合は、出張に要する交通費、宿泊費、レンタルスペース利用料、その他、セッションを行うために直接要する費用をクライアントにご負担いただくものとします。なお、これらをシゴトの学び舎が手配したときは、前述の経費実費以外にも諸手数料をクライアントに請求することがあります。
 13. クライアントが、所属団体を通じてコーチングを申し込んでいる場合、コーチングセッションの進捗状況等を所属団体に開示することがあります。
 14. シゴトの学び舎は、以下の通りクライアントの機密情報に対して守秘義務を負い、遵守するものとします。
 - (1) クライアントがコーチングを受けている事実
 - (2) コーチングの全過程においてクライアントとやり取りしたすべての情報
 15. シゴトの学び舎のコーチングは、医学的治療、精神分析、心理カウンセリング、心理セラピー、クライアントのための就職斡旋、ビジネスやセールスの斡旋、経営や投資等のコンサルティング、法務、税務、会計等に関するアドバイス等を目的とするものではありません。ただし、コーチは、クライアントが自ら直面している問題を解決する援助者としての役割を果たすためにアドバイスを行うほか、心理カウンセリングおよび心理セラピー領域の手法を用いるコーチングセッションを提供することがあります。

第10条 オンラインセッション

1. コーチングをオンラインで実施することがあります。
2. オンラインでのコーチングセッションのコーチング料金は、その他の講座・セミナーの受講料金と同額とし

ます。

3. オンラインでのコーチングセッションのコーチング料金は、第7条に基づきお支払いいただきます。
4. オンラインでのコーチングセッションを受けるためのインターネット接続やシステム等の設備および受講するために必要となる道具（筆記用具、パソコン、イヤホンまたはヘッドセット等）は、クライアントの費用負担と責任で調達するものとします。
5. 前項の設備等の不具合または道具の不準備により、オンラインでのコーチングセッションに支障が生じたとしても、シゴトの学び舎はそのことに関して一切の責任を負わないものとします。
6. オンラインでのコーチングセッションを受けるときは、次に掲げる事項を遵守して下さい。
 - (1) クライアントは、シゴトの学び舎が指示したものを事前に準備すること。
 - (2) オンラインセッションに関する受講ガイドに従って、通信環境、パソコン等のデバイスを事前に準備し、イヤホンまたはヘッドセット等を使用して、コーチとのコミュニケーションが円滑にはかれる環境を整えること。
 - (3) オンラインセッション前に所定のレクチャー講座（オンラインツールの使い方等）の受講を必須としている場合、クライアントは自己の責任において当該講座を受講すること。クライアントの都合により受講しなかった場合の不利益に対してシゴトの学び舎は一切の責任を負わないものとする。
 - (4) オンラインセッションの録音、録画、撮影、ダウンロード等をしないこと。
 - (5) オンラインセッションに関する URL、ID、パスワード等を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者と共有、第三者への開示、貸与、譲渡等をしないこと。
 - (6) お申込み者であるクライアント以外の者は同席させないこと。
 - (7) 他人の名誉を毀損、わいせつ、暴力、その他不適切な内容を送信または掲載する行為を行わないこと。
 - (8) 有害なコンピュータープログラムなどを送信しないまたは書き込まないこと。
 - (9) オンラインセッションに関するネットワークまたはシステム等への不正アクセスを試みる行為、その他シゴトの学び舎の運営を妨害するおそれのある行為を行わないこと。
 - (10) オンラインセッションに関するネットワークまたはシステム等へ過度な負担をかけないこと。
 - (11) その他、シゴトの学び舎および講師の指示に従うこと。

第11条 遵守事項及び確認事項

1. クライアントは、コーチング内容を自己の私的利用の範囲内で使用するものとします。
2. クライアントは、コーチング内容（コーチングセッションにおいて配布されるいかなる資料（媒体を問わない）を含むがこれらに限られない）を理由の如何にかかわらずまたはいかなる方法においても第三者に対して、公衆送信（自動公衆送信を含む）、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等を行ってはならないものとします。
3. クライアントは、別途シゴトの学び舎が明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、コーチング内容を記録することはできないものとします。
4. コーチング内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかったまたは理解しづらいもしくは理解できない部分があったとしても、その原因の如何にかかわらず、シゴトの学び舎およびコーチ等に一切の責任を求めないものとします。
5. コーチングセッションにおいて知り得た内容について、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、シゴトの学び舎およびコーチ等に一切の責任を求めないものとします。

6. クライアントがコーチング開始時点またはコーチングを受けている期間に精神的に不安定な状態でありまたは精神科、神経科、心療内科等に通院しているまたはし始めた場合、もしくはカウンセリング等に通っている場合は、必ず担当医師、またはカウンセラーに相談の上、コーチングを続行するか否かを自己の責任において決定し、その決定の結果についてシゴトの学び舎は一切の責任を負わないものとします。
7. シゴトの学び舎は、必要に応じてコーチングセッションの内容を録音し、記録する場合があります。記録した音声は、セッションの研究および分析、コーチング講座等における研究事例、商品開発等、シゴトの学び舎のサービス品質向上の目的で、特定の個人、法人が識別できないように加工の上で利用することとし、その他の目的には利用しません。また、クライアントは、記録されたクライアントの音声が入りの範囲内で使用されること、および、当該音声に対する一切の権利がシゴトの学び舎に帰属することを承諾するものとします。この場合において、シゴトの学び舎はクライアントに対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

第12条 コーチングの中止・中断

1. シゴトの学び舎は、地震、噴火、洪水、津波、台風、火災、停電等の天災および戦争、暴動、騒乱等、やむを得ない事情がある場合に限り、クライアントに事前の通知なく、コーチング提供を中止または中断できるものとします。
2. コーチング提供を中止または中断した場合には、その中止または中断した日から12営業日以内に、既に支払いのあった当該コーチング料金を返金します。ただし、シゴトの学び舎の責任は支払済のコーチング料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。また、返還にかかる手数料等はクライアントの負担とし、返還するまでの期間の利息はつきません。なお、クライアントが、別日程への振替を希望するときはこの限りではありません。

第13条 クライアント資格の中断・取消

1. クライアントが以下の項目に該当する場合、シゴトの学び舎は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該クライアントのクライアント資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。またこの場合、クライアントが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合（同項第1号、同2号、同3号を除く）は、コーチング料金の返金はいりません。
 - (1) コーチング内容を適切に理解できない可能性があるとしてシゴトの学び舎が判断した場合
 - (2) クライアントに対する破産、民事再生その他倒産手続きの申立があった場合
 - (3) クライアントが後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (4) コーチング申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合本規約又は法令に違反した場合
 - (5) 公序良俗に違反し、又は犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつくおそれのある行為を行ったとしてシゴトの学び舎が判断した場合
 - (6) シゴトの学び舎またはシゴトの学び舎の利害関係人（コーチ等を含むがそれらに限られない）に対し、誹謗中傷又は名誉若しくは信用を毀損したと認められる事実がある場合
 - (7) シゴトの学び舎の事業活動に悪影響を及ぼした場合
 - (8) 本人またはその所属先が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、またはその他の反社会的勢力である場合

- (9) クライアントが自分の意思でお申し込みをしていない場合
- (10) その他、クライアントとして不適切とシゴトの学び舎が判断した場合

第14条 地位の譲渡

クライアントの地位を第三者に譲渡することはできず、クライアントが死亡した場合、クライアント資格は失われるものとし、地位の承継も一切できません。

第15条 秘密保持

クライアントは、コーチングを利用するにあたり、シゴトの学び舎によって開示されたシゴトの学び舎固有の、技術上、営業上その他事業の情報（コーチング内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他のクライアントから開示されたそのプライバシーに関する一切の情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはならないものとし、また、これらの情報を

第16条 損害賠償

1. クライアントが、コーチングに起因または関連して、シゴトの学び舎に対して損害を与えた場合、クライアントは一切の損害を賠償するものとし、また、
2. コーチングに起因または関連して、クライアントと他のクライアントその他の第三者との間で紛争が発生した場合、クライアントは自己の責任と負担において、当該紛争を解決するとともに、シゴトの学び舎に生じた一切の損害を補償するものとし、また、

第17条 保証

1. 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 本講座の受講が受講者の事業等における成果等を保障するものでなく、また、受講者の行う事業等に関して、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとし、また、

第18条 シゴトの学び舎の責任

1. シゴトの学び舎は、故意または重過失に基づく場合を除き、コーチングセッションまたは本規約に関連してクライアントまたは第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、シゴトの学び舎が当該受講者から現実に受領したコーチング料金全額の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとし、また、
2. 理由の如何を問わず、クライアントが、シゴトの学び舎またはコーチングセッションの開催場所に物件を残置し、当該コーチング終了後1ヶ月以内にシゴトの学び舎へ返還を請求しなかった場合、シゴトの学び舎は、クライアントが当該物件に対する所有権その他権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとし、また、
3. 前項に定める残置物の返還請求の方法は、シゴトの学び舎ウェブサイトの「お問い合わせ」または電子メールもしくは電話を通じて返還の意思表示を行うものとし、また、

第19条 管轄裁判所

本規約またはコーチングに関連する一切の紛争については、横浜簡易裁判所または横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 20 条 条項等の無効

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第 21 条 協議事項

本規約の解釈について疑義が生じた場合または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

第 22 条 施行日

2018 年 10 月 20 日策定・実施 EC ビジネスマネジメント株式会社

2019 年 10 月 1 日改訂 EC ビジネスマネジメント株式会社

2020 年 8 月 8 日改訂 EC ビジネスマネジメント株式会社